1．かかりつけ薬剤師・薬局の推進について

○薬局の薬剤師が専門性を発揮して、ICTも活用し、患者の服薬情報の一元的・継続的な把握と薬学的管理・指導を実施。
○これにより、多剤・重複投薬の防止や残薬解消なども可能となり、患者の薬物療法の安全性・有効性が向上するほか、医療費の適正化にもつながる。

今後の薬局の在り方（イメージ）

現状　多くの患者が門前薬局で薬を受け取っている。

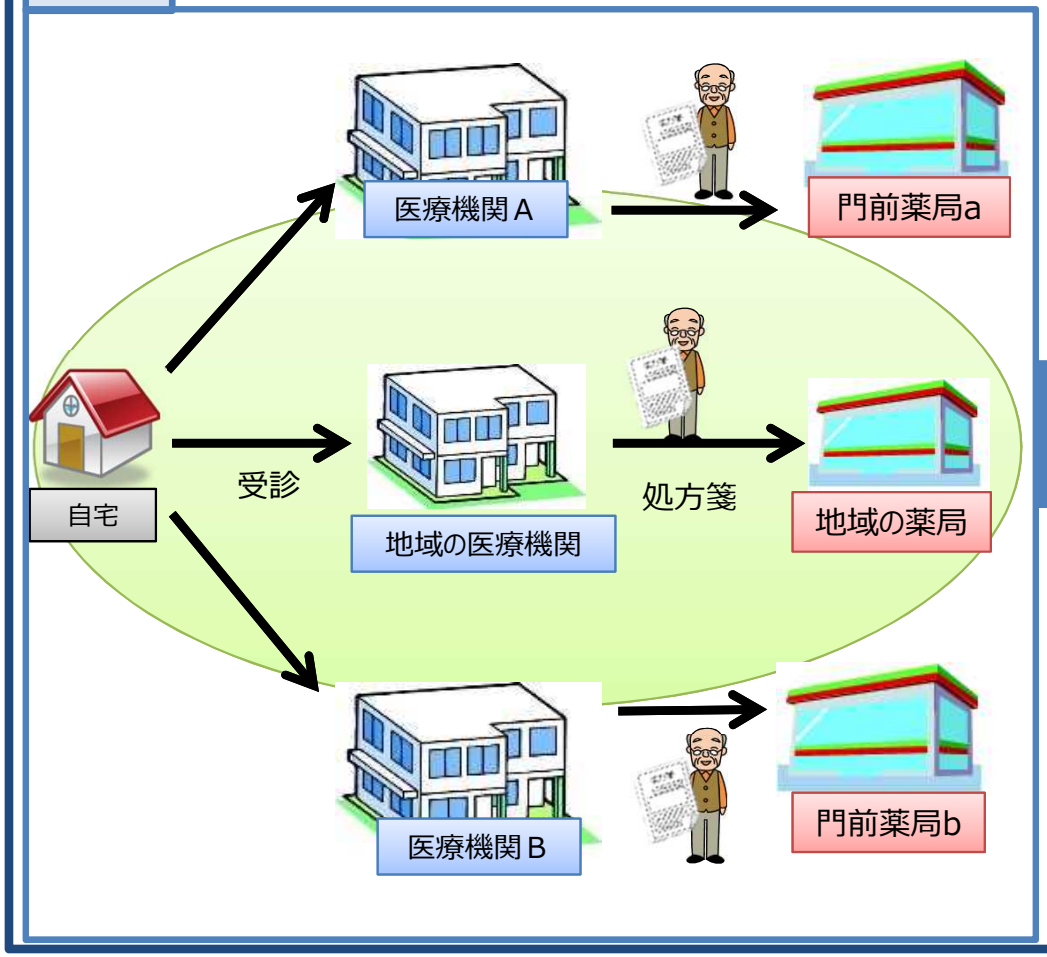

今後　患者はどの医療機関を受診しても、身近なところにあるかかりつけ薬剤師・薬局に行く。

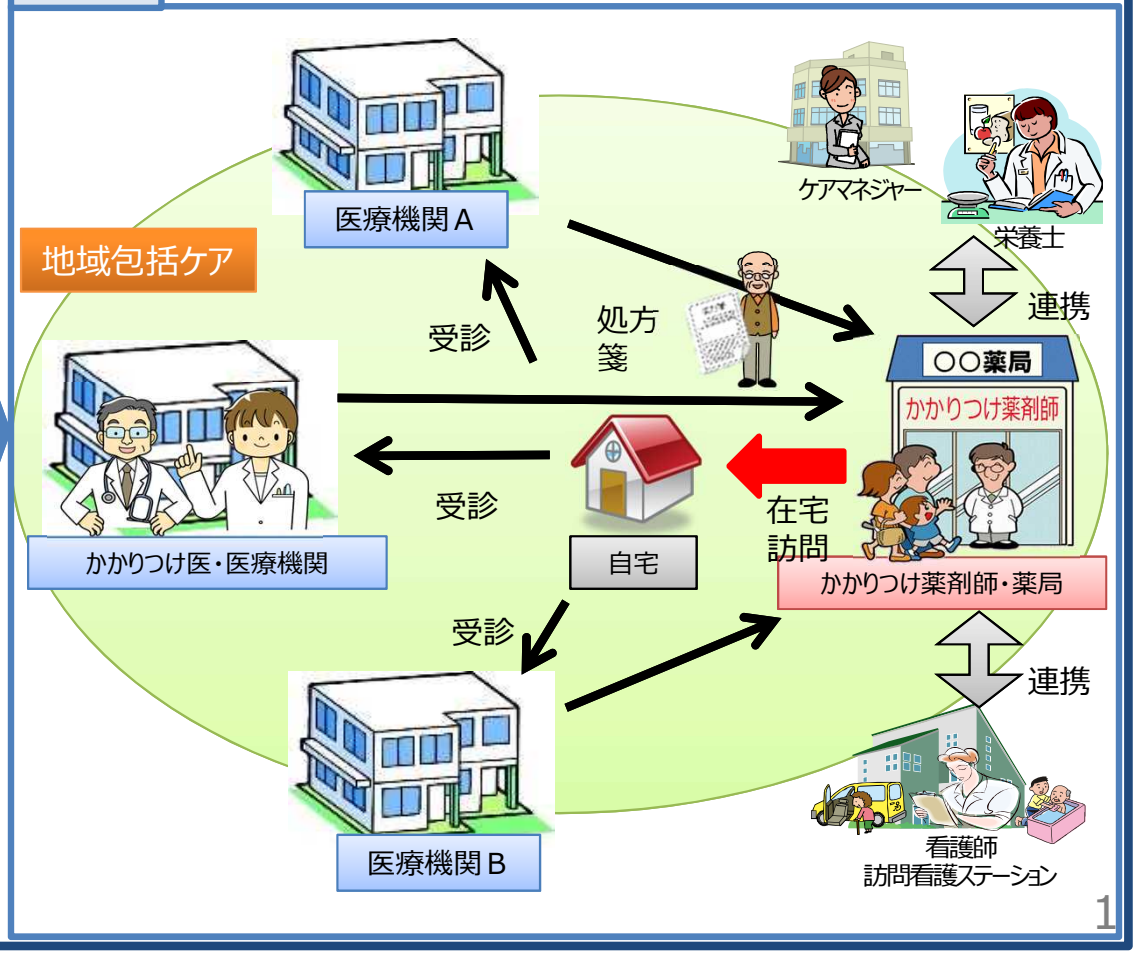

「患者のための薬局ビジョン」 ～「門前」から「かかりつけ」、そして「地域」へ～

平成27年10月23日公表

健康サポート薬局

健康サポート機能

☆ 国民の**病気の予防や健康サポートに貢献**

・要指導医薬品等を適切に選択できるような供給機能や助言の体制

・健康相談受付、受診勧奨・関係機関紹介 等

高度薬学管理機能

☆ **高度な薬学的管理ニーズ**への対応

・専門機関と連携し抗がん剤の副作用対応や抗HIV薬の選択などを支援　等

かかりつけ薬剤師・薬局

服薬情報の一元的・継続的把握とそれに基づく薬学的管理・指導

☆ **副作用や効果**の継続的な確認

☆ **多剤・重複投薬や相互作用の防止**

○ ＩＣＴ（電子版お薬手帳等）を活用し、

・患者がかかる**全ての医療機関の処方情報を把握**

・一般用医薬品等を含めた服薬情報を一元的・継続的に把握し、薬学的管理・指導

24時間対応・在宅対応

☆ **夜間・休日、在宅医療**への対応

・24時間の対応

・在宅患者への薬学的管理・服薬指導

※ 地域の薬局・地区薬剤師会との連携のほか、へき地等では、相談受付等に当たり地域包括支援センター等との連携も可能

医療機関等との連携

☆ 疑義照会・処方提案

☆ 副作用・服薬状況のフィードバック

☆ 医療情報連携ネットワークでの情報共有

☆ 医薬品等に関する相談や健康相談への対応

☆ 医療機関への受診勧奨

平成30年度患者のための薬局ビジョン推進事業

予算 207,164千円（平成29年度193,475千円）

概　要

■ 厚生労働省は、平成27年10月に、かかりつけ薬剤師・薬局機能を明確化し、将来に向けた薬局再編の姿を示す「患者のための薬局ビジョン」を公表、平成28年度にはビジョン実現のアクションプランを作成。

■ 平成30年度は、

○ 28年度及び29年度のモデル事業を踏まえ、より具体的な取組を支援するため、**基本事業として、地域の現状や課題を把握するための調査を行う**とともに、その実現に向けて**多職種**（医師、歯科医師、看護師、介護職員、栄養士、理学/作業療法士等）**、他機関との連携協議体等の場を作り、検討を行う**こととした。その上で、**テーマ別のメニューの見直し（地域における薬局薬剤師と病院薬剤師の連携を推進する事業を追加等）**を行った。

○ 「患者のための薬局ビジョン」の公表から２年余りが経過したことを踏まえ、本ビジョンの推進に関する進捗状況を患者・国民視点で評価するため、**患者に対するアンケート調査を実施**するとともに、患者・国民に求められるかかりつけ薬剤師・薬局の取組を推進するため、**好事例の横展開を目的とした地域ブロックごとの協議会の開催支援等を実施**する。

ビジョン実現に資するテーマ別モデル事業の推進

189,483千円（175,539千円）

各自治体は、基本事業（地域の現状や課題を把握するための調査及び連携協議体等の場における検討）を行った上で、下記メニュー事業のいずれかを実施する。

①多職種連携による薬局の在宅医療サービス等の推進事業

- かかりつけ医を中心に多職種連携を行いつつ、患者の服薬情報・副作用等の情報連携や在宅医療サービスを提供する取組等を推進する。

②ICTを活用した地域の先進的な健康サポート推進事業

- 電子版お薬手帳を含めたICTの活用を地域の中で推進し、様々な健康情報（食事・運動情報）と服薬情報等をリンクさせ、総合的な健康サポート機能を充実させる。

③薬局・薬剤師による健康サポート推進事業

- 健康サポート機能を有する薬局の取組を推進するため、多様な機関、他職種との連携やお薬・健康相談などを実施する。

④薬局薬剤師と病院薬剤師の連携（薬薬連携）等の地域連携を担う人材育成事業

- 薬局薬剤師が医療機関において（又は病院薬剤師が薬局において）研修を行うことなどにより、地域におけるチーム医療の一員として必要な知見や能力を充実・強化させ、薬局薬剤師と病院薬剤師の連携（薬薬連携）等を含む地域における在宅医療や外来化学療法等に係る人材を育成する。

患者･国民視点での薬局ビジョンの推進

17,681千円(17,936千円)

「患者のための薬局ビジョン」の進捗状況に係る患者・国民視点の評価及びかかりつけ薬剤師・薬局の機能を強化する取組の推進のため、下記の取組を実施する。

1．患者・国民を対象としたアンケート調査

- 薬剤師・薬局の取組について、患者・国民に対するアンケート調査を実施し、患者・国民がかかりつけ薬剤師・薬局のメリットを感じているかどうか等を把握・解析する。

2．好事例の横展開を目的とした取組

- かかりつけ薬剤師・薬局を推進する先進・優良事例の取組について情報共有等を促すために、地域ブロックごとの協議会の開催支援や事例集の作成・配布を実施する。

様々な視点から薬剤師・薬局の機能強化のための取組を実施するとともに、その評価を行い、PDCAサイクルを回すことにより「患者のための薬局ビジョン」の早期実現を目指す

かかりつけ薬剤師・薬局に係る評価指標設定の経緯について

規制改革実施計画（平成27年6月30日閣議決定）

1．健康・医療分野

①医薬分業推進の下での規制の見直し（政策効果の検証を踏まえたPDCAサイクルの実施とそれに基づく制度の見直し）

規制改革の内容	実施時期	措置状況	これまでの運用状況
政策目標の達成状況を適切に管理し、政策の継続的な改善を図るため、PDCAサイクルでの政策評価を実施し、診療報酬改定等の際に政策評価結果を活用し、制度の見直しに反映させる。	平成27・28年度検討・結論、平成29年度措置	検討中	服薬情報の一元的・継続的な管理の実施状況を効果的に把握できるものとなるよう、かかりつけ薬剤師・薬局の体制整備状況や薬学的管理・指導の実施状況等を複合的に把握する指標を設定した。今年度、モデル事業等を踏まえかかりつけ薬剤師を配置している薬局の具体的な把握の仕方について検討中。

経済・財政再生アクション・プログラム2016（平成28年12月21日）参考資料（主要分野のKPI）

重要課題：医療・介護提供体制の適正化、インセンティブ改革、公的サービスの産業化	
施策群：薬剤・調剤	

KPI	「患者のための薬局ビジョン」に基づき設定する医薬分業の質を評価できる指標の進捗状況					
KPIの定義、測定の考え方	「患者のための薬局ビジョン」において示すかかりつけ薬剤師としての役割を発揮できる薬剤師を配置している薬局数	かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料の算定件数	重複投薬・相互作用防止に係る調剤報酬（重複投薬・相互作用防止加算・処方箋変更あり）の算定件数	各都道府県の、一人の患者が同一期間に３つ以上の医療機関から同じ成分の処方を受けている件数（見える化）	調剤報酬における在宅患者訪問薬剤管理指導料、介護報酬における居宅療養管理指導費、介護予防居宅療養管理指導費の算定件数	後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品を分母とした後発医薬品の数量シェア

KPIの設定・把握

○　経済・財政アクション・プログラム2016（平成28年12月21日）において、「患者のための薬局ビジョン」の進捗状況を把握・評価する指標（KPI）として、『「患者のための薬局ビジョン」において示すかかりつけ薬剤師としての役割を発揮できる薬剤師を配置している薬局数』が位置づけられた。

○　このKPIについては、薬局機能情報提供制度に追加する項目のうち、次の項目を毎年全国集計し、把握する。

KPI：　「患者のための薬局ビジョン」に基づき設定する医薬分業の質を評価できる指標の進捗状況		
KPIの定義：　「患者のための薬局ビジョン」において示すかかりつけ薬剤師としての役割を発揮できる薬剤師を配置している薬局数		
「患者のための薬局ビジョン」で求められている機能	**評価する項目**	**薬局機能情報提供制度の該当項目**
患者の服薬情報の一元的・継続的把握	電子版お薬手帳又は電子薬歴システム等、ICTを導入している薬局数	第二の一（３）の（vii）と（viii）
薬学的管理・指導の取組	医師へ患者の服薬情報等を文書で提供した薬局数（過去１年間に平均月１回）	第二の二（８）
在宅業務への対応	在宅業務を実施した薬局数（過去１年間に平均月１回以上）	第二の二（６）
医療機関等との連携	健康サポート薬局研修を修了した薬剤師が地域ケア会議等の地域の多職種と連携する会議に出席している薬局数（過去１年間に１回以上）	第二の一（２） 第二の二（７）

薬局機能情報提供制度の拡充とKPIの設定について

H29年10月６日に改正省令を公布、H31年１月１日から施行
（経過措置として、都道府県のシステムの準備状況によってはH31年12月31日までは適用しない。）

※追加項目を**太字**で記載、　枠はKPI

第一　管理、運営、サービス等に関する事項

一　基本情報

（略）

第二　提供サービスや地域連携体制に関する事項

一　業務内容、提供サービス

（１）　認定薬剤師（中立的かつ公共性のある団体により認定され、又はそれらと同等の制度に基づいて認定された薬剤師をいう。）の種類及び人数

（２）　健康サポート薬局に係る研修を修了した薬剤師の人数

（３）　薬局の業務内容

（ｉ）　無菌製剤処理に係る調剤の実施の可否

（ii）　一包化薬に係る調剤の実施の可否

（iii）　麻薬に係る調剤の実施の可否

（iv）　浸煎せん薬及び湯薬に係る調剤の実施の可否

（ｖ）　薬局製剤実施の可否

（vi）　医療を受ける者の居宅等において行う調剤業務の実施の可否

（vii）　薬剤服用歴管理の実施

イ　薬剤服用歴管理の実施の有無

ロ　電磁的記録による薬剤服用歴管理の実施の有無

（viii）　薬剤情報を記載するための手帳の交付

イ　薬剤情報を記載するための手帳の交付の可否

ロ　薬剤情報を電磁的記録により記載するための手帳を所持する者の対応の可否

（４）　地域医療連携体制

（ｉ）　医療連携の有無**（例：地域におけるプレアボイドの取組）**

（ii）　地域医療情報連携ネットワークへの参加の有無

（iii）　退院時の情報を共有する体制の有無

（iv）　受診勧奨に係る情報等を医療機関に提供する体制の有無

（ｖ）　地域住民への啓発活動への参加の有無

二　実績、結果等に関する事項

（１）　薬局の薬剤師数

（２）　医療安全対策の実施

（ｉ）　副作用等に係る報告の実施件数

（ii）　医療安全対策に係る事業への参加の有無

（３）　情報開示の体制

（４）　症例を検討するための会議等の開催の有無

（５）　処方せんを応需した者（以下この表において「患者」という。）の数

（６）　医療を受ける者の居宅等において行う調剤業務の実施件数

（７）　健康サポート薬局に係る研修を修了した薬剤師が地域ケア会議（行政職員をはじめとした地域の関係者から構成される会議体をいう。）その他地域包括ケアシステムのための会議に参加した回数

（８）　患者の服薬情報等を医療機関に提供した回数

（９）　患者満足度の調査

（ｉ）　患者満足度の調査の実施の有無

（ii）　患者満足度の調査結果の提供の有無

1．薬局機能強化・連携体制構築事業（新規・推進枠）

平成31年度予算案額：212,035千円

概　要

- 厚生労働省は、平成27年10月に「患者のための薬局ビジョン」を策定し、かかりつけ薬剤師・薬局を推進しており、平成28年度にはビジョン実現のためのアクションプランを作成。
- 平成28～30年度は「患者のための薬局ビジョン」の実現に向けたテーマ別モデル事業を実施し、ビジョン実現に向けた方策を検討した。（参考：平成30年度患者のための薬局ビジョン推進事業（207,164千円）
- 薬局については、医薬品医療機器法施行後５年後見直しに向け、薬局・薬剤師のあり方についての検討を進めているところ。
- 平成31年度は、平成28～30年度のテーマ別モデル事業を踏まえつつ、さらなる医療の質の向上・効率化を目指すため、薬局・薬剤師のあり方の検討の方向性にあわせて事業を実施する。

1．薬局機能強化・連携体制構築に向けたモデル事業　210,883千円

地域包括ケアシステムが構築される中で、薬局・薬剤師が他職種や医療機関等の関係機関と連携しながら、その役割が発揮できるよう、かかりつけ薬剤師・薬局の推進、地域における薬局の機能強化・連携体制構築に向けた事業を実施する。

① 薬局の連携体制整備のための検討モデル事業

- 特定の地域において、かかりつけ薬剤師・薬局の推進、地域における薬局機能強化や連携体制構築のためのモデル事業を実施する。

② 地域における薬剤師・薬局の機能強化及び調査・検討事業

- 地域における薬剤師・薬局の機能強化のための事業（薬薬連携等の地域連携を行う人材育成事業等）を実施するとともに、かかりつけ薬剤師・薬局の推進、地域における薬局機能強化や連携体制構築のための調査や検討を実施する。

2．「患者のための薬局ビジョン」を推進するための取組　1,152千円

「患者のための薬局ビジョン」における、かかりつけ薬剤師・薬局の機能を強化する取組を推進する。

好事例の横展開を目的とした取組

- かかりつけ薬剤師・薬局を推進する先進・優良事例の取組について情報共有等を促すために、地域ブロックごとの協議会の開催支援や事例集の作成・配布等を実施する。

健康サポート薬局の概要

健康サポート薬局

○ かかりつけ薬剤師・薬局の基本的な機能を有し、

○ 地域住民による主体的な健康の維持・増進を積極的に支援する薬局

○ 都道府県知事等に届出を行い、薬局機能情報提供制度に基づき公表。

※平成28年10月から届出開始、全国で1,243（平成31年１月31日時点）

※「積極的な支援」とは

① 医薬品や健康食品等の安全かつ適正な使用に関する助言

② 地域住民の身近な存在として健康の維持・増進に関する相談を幅広く受け付け、適切な専門職種や関係機関に紹介

③ 率先して地域住民の健康サポートを実施し、地域の薬局への情報発信、取組支援も実施

かかりつけ薬剤師・薬局の基本的機能

① 服薬情報の一元的な把握とそれに基づく薬学的管理・指導

② 24時間対応、在宅対応

③ かかりつけ医を始めとした医療機関等との連携強化

健康サポート機能

① 地域における連携体制の構築

② 薬剤師の資質確保

③ 薬局の設備

④ 薬局における表示

⑤ 要指導医薬品等の取扱い

⑥ 開局時間

⑦ 健康相談・健康サポート

健康サポート薬局数

全数 1,243（平成31年１月31日時点）

北海道	６７	東京都	１２３	滋賀県	１４	徳島県	１７
青森県	１３	神奈川県	７４	京都府	１０	香川県	１４
岩手県	8	新潟県	２９	大阪府	１３２	愛媛県	１４
宮城県	１９	山梨県	9	兵庫県	１５	高知県	6
秋田県	１９	長野県	２３	奈良県	１０	福岡県	４７
山形県	１０	富山県	１１	和歌山県	３２	佐賀県	7
福島県	３２	石川県	１４	鳥取県	3	長崎県	8
茨城県	４０	岐阜県	１８	島根県	5	熊本県	３５
栃木県	１８	静岡県	２２	岡山県	２５	大分県	１８
群馬県	２５	愛知県	４０	広島県	４０	宮崎県	6
埼玉県	６０	三重県	１８	山口県	１８	鹿児島県	１６
千葉県	４９	福井県	6			沖縄県	4

健康サポート薬局数（全150自治体別）　1/2　平成31年１月31日現在

自治体	届出数
北海道 [67]	32
札幌市	29
旭川市	2
函館市	2
小樽市	2
青森県 [13]	7
青森市	3
八戸市	3
岩手県 [8]	6
盛岡市	2
宮城県 [19]	7
仙台市	12
秋田県 [19]	7
秋田市	12
山形県 [10]	10
茨城県 [40]	40

※ []内の数字は各都道府県内の全数

自治体	届出数
福島県 [32]	18
福島市	7
郡山市	4
いわき市	3
栃木県 [18]	14
宇都宮市	4
群馬県 [25]	13
前橋市	5
高崎市	7
埼玉県 [60]	36
さいたま市	18
川越市	4
川口市	1
越谷市	1
千葉県 [49]	31
千葉市	4
船橋市	5
柏市	9

自治体	届出数
東京都 [123]	27
千代田区	4
中央区	1
港区	5
新宿区	2
文京区	2
台東区	6
墨田区	6
江東区	1
品川区	8
目黒区	3
大田区	4
世田谷区	7
渋谷区	1
中野区	1
杉並区	1
豊島区	1
北区	0

自治体	届出数
荒川区	5
板橋区	2
練馬区	8
足立区	7
葛飾区	2
江戸川区	8
八王子市	2
町田市	9
神奈川県[74]	9
横浜市	44
川崎市	9
相模原市	5
横須賀市	1
藤沢市	5
茅ヶ崎市	1
新潟県 [29]	13
新潟市	16
山梨県 [9]	9

自治体	届出数
長野県 [23]	19
長野市	4
富山県 [11]	7
富山市	4
石川県 [14]	7
金沢市	7
岐阜県 [18]	15
岐阜市	3
静岡県 [22]	10
静岡市	7
浜松市	5
愛知県 [40]	17
名古屋市	20
豊橋市	2
岡崎市	1
豊田市	0
三重県 [18]	16
四日市市	2

健康サポート薬局数（全150自治体別）　2/2　平成31年１月31日現在

自治体	届出数
福井県 [6]	6
滋賀県 [14]	5
大津市	9
京都府 [10]	2
京都市	8
大阪府 [132]	59
大阪市	38
堺市	9
豊中市	6
高槻市	5
枚方市	5
八尾市	7
東大阪市	3
奈良県 [10]	5
奈良市	5
和歌山県[32]	15
和歌山市	17

自治体	届出数
兵庫県 [15]	6
神戸市	6
姫路市	1
尼崎市	0
明石市	1
西宮市	1
鳥取県 [3]	2
鳥取市	1
島根県 [5]	4
松江市	1
岡山県 [25]	6
岡山市	11
倉敷市	8
広島県 [40]	9
広島市	27
福山市	4
呉市	0

自治体	届出数
山口県 [18]	10
下関市	8
徳島県 [17]	17
香川県 [14]	11
高松市	3
愛媛県 [14]	12
松山市	2
高知県 [6]	3
高知市	3
福岡県 [47]	19
北九州市	7
福岡市	18
久留米市	1
大牟田市	2
佐賀県 [7]	7
長崎県 [8]	6
長崎市	1
佐世保市	1

自治体	届出数
熊本県 [35]	26
熊本市	9
大分県 [18]	15
大分市	3
宮崎県 [6]	5
宮崎市	1
鹿児島県[16]	9
鹿児島市	7
沖縄県 [4]	2
那覇市	2

※ []内の数字は各都道府県内の全数

中小企業者が取得する健康サポート薬局に係る税制措置の延長　（不動産取得税）

１．現状

○　「患者のための薬局ビジョン」により、地域住民による主体的な健康の維持・増進を積極的に支援するために医薬品等の安全かつ適正な使用に関する助言や取組支援等を行う健康サポート薬局の制度が、平成28年10月より施行された。

（健康サポート薬局である旨を表示できる薬局の基準）

(1) かかりつけ薬剤師・薬局の基本的な機能
① 服薬情報の一元的・継続的な把握とそれに基づく薬学的管理・指導
② 患者からの電話相談等への24 時間対応、在宅患者に対する薬学的管理・指導
③ かかりつけ医を始めとした関係機関等との連携体制の構築

(2) 健康サポート機能を有する薬局の機能　…かかりつけ薬剤師・薬局の基本的な機能に**加え**、以下の機能が必要
① 地域における関係機関等との連携体制の構築　② 薬剤師の資質確保　③ 間仕切り等で区切られた相談窓口の設置
④ 健康サポート薬局である旨や取組内容をわかりやすく表示すること
⑤ 要指導医薬品等に関する供給機能・助言体制等の構築
⑥ 平日の営業日は一定時間以上連続で、土日は一定時間開局していること
⑦ 健康に関する相談への対応、積極的な健康サポートの実施

２．要望内容

○　健康サポート薬局を推進するためには、健康サポート薬局の要件の一つである、間仕切り等で区切られた相談窓口の設置や、要指導医薬品等の供給体制に必要な設備にかかる増改築の負担を軽減する必要がある。

３．平成３０年度税制改正大綱（抄）（平成29年12月14日自由民主党・公明党）

○　**中小企業者が取得する健康サポート薬局の用に供する不動産に係る不動産取得税について、当該不動産の価格の６分の１に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置の適用期限を２年延長する。**

２．全国薬局機能情報提供制度事業

平成31年度予算案額：6,004千円（新規）

背景

○　薬局機能情報提供制度は、薬局に対し、薬局機能に関する情報について都道府県知事への報告を義務付け、都道府県知事が公表を行うものであり、各都道府県毎に検索サイトを作成し薬局機能情報を公表している。

○　また、規制改革実施計画（平成27年６月30日閣議決定）において、医薬分業推進の下での規制の見直しについて政策効果の検証を踏まえたPDCAサイクルの実施とそれに基づく制度の見直しが盛り込まれ、平成27年10月に公表した患者のための薬局ビジョンでは、かかりつけ薬剤師・薬局の普及を目指した新たな指標（KPI: Key Performance Indicator）を活用したPDCAサイクルの実施を提示した。

○　経済・財政再生アクション・プログラム2016（平成28年12月21日経済財政諮問会議決定）では、患者本位の医薬分業の質を評価できる指標（KPI）により評価を行うこととしている。このうち、「かかりつけ薬剤師としての役割を発揮できる薬剤師を配置している薬局数」に関しては、在宅業務の実施実績などの項目を設定し、薬局機能情報提供制度で把握することができるよう、平成29年10月に省令改正を行い薬局機能情報提供制度の項目を拡充した。

○　この省令改正で追加した項目については、平成30年度診療報酬改定で薬局の地域支援体制加算の要件の一つとなっている。

課題・要求の必要性

○　介護情報については全国版の公表システムにより情報提供をしている一方、薬局機能情報提供制度については都道府県がそれぞれに検索サイトを作成しているため、外国語対応やスマホ対応が進んでおらず、利便性が悪い。

○　外国人に対する情報提供の強化が求められているところであり、外国語やスマホで検索が可能な全国版の公表システムを構築する必要がある。

○　省令改正にあわせて、各都道府県の薬局機能情報提供制度の公表システムに保存されている情報を厚生労働省に報告できるよう、システム改修等をお願いする旨の通知を平成29年12月に発出しているが、全国的な進捗状況の把握とPDCAサイクルの実施のためには全国版のシステム構築が求められており、また地域住民への薬局機能の見える化が必要である。

事業概要

○　全国版の公表システムの設計・作成・運営を検討、実施するための調査を行う（委託事業）　。

※医政局にて医療情報提供制度、病床機能報告制度についても予算措置

３．一般用医薬品適正使用推進のための研修事業

平成31年度案額：5,０４８千円（新規）

背景・事業概要

○　セルフメディケーションを推進するためには、消費者が安心して一般用医薬品を購入・使用できる環境を整備することが重要であり、薬局、店舗販売業及び配置販売業において一般用医薬品の販売に従事する登録販売者が、薬剤師と同様に、試験合格後も継続した生涯研修を行い、一般用医薬品について最新の知見を学習するとともに、消費者の状況に応じて受診勧奨をすること等ができるよう、登録販売者の質の向上のための取組を一層強化することが必要である。

○　このため、登録販売者に関しては現在も毎年研修を受講することが求められているが、外部の研修実施機関が実施する研修を支援するため、消費者の状況に応じて対応できるために必要な知識の習得のための研修等を実施するプログラムの作成及びその指導をすることができる登録販売者の育成を行う。

現状と課題・要求の必要性

○　登録販売者の資質向上のため、一般用医薬品販売業者が自ら行う研修に加え、外部の研修実施機関が実施する研修を受講させるよう平成24年に外部研修ガイドラインを作成。

○　しかしながら、都道府県知事が実施する登録販売者試験に合格した者が現在20万人を超えており、同ガイドラインに基づく研修が徹底されていない等の指摘を踏まえ、全ての登録販売者に対して都道府県等に届出を行った外部の研修実施機関が行う研修を毎年受講させる必要があることを改めて周知する通知を平成29年8月24日に発出。

○　消費者の状況に応じて適切に情報提供や受診勧奨をするためには、試験合格後も継続した生涯研修が必須であり、実施する研修の内容等を充実させ、登録販売者の質の向上に努める必要がある。

参考

○　外部研修の実施状況の把握のため、都道府県等に対して、外部研修実施機関からの報告内容及び外部研修の受講状況の確認結果を年度ごとに厚生労働省に報告していただくよう依頼している（平成29年度分を平成30年4月末までに）。

○　平成30年の厚生労働科学研究において、登録販売者に必要な資質を確保するため、試験問題の作成に関する手引きの内容を検討するとともに、登録販売者に対して実施されている研修内容等を調査し、地域包括ケアシステムの下で求められる登録販売者のあり方を提言することを予定している。